

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)に関するパブリックコメント結果と主な変更点について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

- ①実施期間：令和4年2月10日(木)～令和4年3月14日(月)【33日間】
- ②意見総数：19通 45件
- ③意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般に関すること		5		3		8
(2) 「第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等」に関すること	1					1
(3) 「第2章 川崎市人権施策推進基本計画」に関すること		2		2		4
(4) 「第3章 第1期実施計画」に関すること	3	4	2	16	1	26
(5) 「第4章 計画の推進」に関すること			1			1
(6) その他			2	1	2	5
合計	4	11	5	22	3	45

【対応区分】 A：意見を踏まえ、反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの
C：今後の参考とするもの D：質問・要望で、案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

①主な意見

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の趣旨に沿った本計画に基づき取組を進めることに賛同する御意見のほか、性的マイノリティの人々の人権、インターネットによる人権侵害についての啓発や支援の推進に関する御意見が寄せられました。

②本市の対応

本市では御意見を踏まえ、本計画がより分かりやすいものになるよう文言の整理・修正等を行うとともに、関連計画の進捗等を踏まえた必要な時点修正などを行った上で、川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定します。

主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
<p>一点だけ、非常に問題だと考えるところがある。「人権施策の課題」に、「女性に対する差別」など、女性の人権侵害そのものを課題としてあげていないことである。</p> <p>分野別施策に「男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」を入れているのですから、女性差別が人権施策の課題に入っていないことは論理的に整合しない。</p> <p>今後10年の川崎市の取組を左右する問題意識を明記する「人権施策の課題」に、女性全般に関する性差別が書きこまれなければ、川崎市の男女平等推進も、川崎市全体の支えを欠いたものとなり、「人権尊重のまちづくり」が、女性差別を取り残す形で進んでしまうのではないかと懸念している。</p>	<p>第1章Ⅱ3（1）これまでの取組において、本市が国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら策定した計画や各分野の条例等について記載するとともに、人権全般を対象とした「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、全ての市民が差別を受けることなく個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していることなどを記載しております。</p> <p>御指摘いただいた（2）人権施策の課題の部分については、新たな人権施策について記載していましたが、御意見を踏まえ、女性差別のほか、子ども、高齢者、障害者といった従前からの人権施策の課題を含めるよう修正いたします。</p>	A
<p>施策5 同和問題の解決に向けた取組の推進について、部落差別解消推進法も「部落差別」と謳っており、表題も部落差別とはっきり謳わないと、法の意義が活かされないと思う。例えばこれまでの経緯をふまえて、部落差別（同和問題）とすべきだと思います。神奈川県や横浜市と歩調を合わせてもらいたい。</p>	<p>御指摘のとおり、同和対策事業特別措置法等が平成14年に失効した後の平成28年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律において、「部落差別」の記載をしていること、法務省及び近隣自治体においても「同和問題」との表記を変更していることから、「部落差別（同和問題）」との表記に変更いたします。</p>	A
<p>施策10の部分で、性的マイノリティの「人々」「人」「方」「当事者」との表現が混在している。文脈上、意図的に「当事者」と強調する場面以外は、「人々」で統一したほうがよいと思う。</p>	<p>施策10における表現については、より分かりやすいものとなるよう修正いたします。</p>	A
<p>施策10の部分にある、全国の自治体で初めて開設した性同一性障害の相談窓口の記載が、市の人権パンフレットHUMAN RIGHTSの記載と異なっている。</p>	<p>平成22年に全国の自治体で初めて設置した性同一性障害の相談窓口は、当事者である中学生の保護者からの相談をきっかけに設置したものであり、相談は、子どもからの相談に限らず幅広く受けていましたので、人権パンフレットHUMAN RIGHTSの記載と合わせ、子どもの相談窓口としていた記載を修正します。</p>	A
<p>「インターネットによる人権侵害に係る取組」について、自治体として啓発や支援において、一歩ずつ地道に取り組んでもらいたいと思う。</p>	<p>インターネットによる人権侵害は、国全体の課題であり、国における検討も進められていることから、その動向を注視しつつ、国の施策を踏まえながら、本市の実情に応じた効果的な手法・手段について検討を行い、引き続き取組を進めてまいります。</p>	B

主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
<p>計画の中にある人権相談窓口について、ホームページを見ると平日のみとなっているが、本当に人権侵害に悩んでいる人たちは平日には電話がしにくいと思う。土日にも相談できるようにする予定はないのか。</p>	<p>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき設置した「かわさき人権相談ダイヤル」は、市民文化局人権・男女共同参画室内に設置しており、対人関係（親子、夫婦、職場など）、権利関係（扶養、相続、離婚など）、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどで悩みがある方からの相談等を受けています。</p> <p>曜日や時間にかかわらず相談受付ができるよう、市ホームページ内に相談受付用のフォームを設置することを検討しています。</p>	D
<p>川崎市にはパートナーシップ宣誓制度があるが、兵庫県明石市などで、同性カップルの子どもについても宣誓をすることで、家族として自治体が証明するファミリーシップ制度があると聞いたことがある。川崎市での導入の予定があるか教えてほしい。</p>	<p>「川崎市パートナーシップ宣誓制度」は、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを本市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものとして創設しました。</p> <p>「ファミリーシップ制度」などの導入については、当事者やその家族の置かれている状況の理解を進め、そのニーズを的確に把握するとともに、他都市における導入事例等を参考に、調査研究に努めてまいります。</p>	D

2 案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>第1章II3本市におけるこれまでの取組と課題</p> <p>(2) 人権施策の課題 の記載に、これまで取組が続けられている人権課題についても加筆</p>	<p>(P7)</p> <p>(2) 人権施策の課題</p> <p><u>子ども、女性、高齢者であること</u>や<u>障害の有無による差別等</u>、<u>従前からの人権施策の課題のほか</u>、<u>近年では</u>、<u>社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で</u>、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況において、<u>引き続き各人権施策の課題の解決に向け取り組むとともに</u>、<u>新たな人権課題に対応し</u>、<u>様々な市民の人権を尊重する取組が必要</u>となっています。</p>	<p>(P7)</p> <p>(2) 人権施策の課題</p> <p>我が国では、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況において、<u>新たな人権課題に対応し</u>、<u>様々な市民の人権を尊重する取組が必要</u>となっています。</p>
<p>「同和問題」との表記を、平成28年に制定された法律の表記である「部落差別」との表記を加えるかたちで加筆</p>	<p>(P72～73)</p> <p>○施策5 <u>部落差別(同和問題)</u>の解決に向けた取組の推進</p> <p>【現状と課題】</p> <p><u>部落差別(同和問題)</u>は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、・・・</p> <p>(中略)</p> <p>今後も<u>部落差別(同和問題)</u>の解消に向けて、<u>部落差別解消推進法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ</u>、<u>的確に対応していく必要</u>があります。</p> <p>(中略)</p> <p>引き続き、<u>正確な知識の普及を図り</u>、<u>部落差別(同和問題)に対する理解を深め</u>、・・・</p> <p>(中略)</p> <p>1 <u>部落差別(同和問題)</u>の解決に向けた啓発・支援の推進</p>	<p>(P72～73)</p> <p>○施策5 同和問題の解決に向けた取組の推進</p> <p>【現状と課題】</p> <p>同和問題は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、・・・</p> <p>(中略)</p> <p>今後も同和問題の解消に向けて、<u>部落差別解消推進法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ</u>、<u>的確に対応していく必要</u>があります。</p> <p>(中略)</p> <p>引き続き、<u>正確な知識の普及を図り</u>、<u>同和問題に対する理解を深め</u>、・・・</p> <p>(中略)</p> <p>1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進</p>

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>第3章Ⅲ2の施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進</p> <p>よりわかりやすい表現となるよう修正</p>	<p>(P91～P92)</p> <p><u>性的マイノリティの人々</u>の生きづらさへの対応としては、平成16(2004)年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の要件を充たす場合に、戸籍上の性別変更が可能になっています。</p> <p>(中略)</p> <p>令和2(2020)年3月に川崎市人権施策推進協議会から提出された答申「性的マイノリティの人々の人権に関して」を踏まえ、施策の優先度、必要性に鑑みつつ、<u>性的マイノリティの人々</u>が尊厳を持って自分らしく生活できるよう、また、生きづらさの解消が図られるよう、取組を進めていきます。</p>	<p>(P91～P92)</p> <p>性的マイノリティの方の生きづらさへの対応としては、平成16(2004)年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の要件を充たす場合に、戸籍上の性別変更が可能になっています。</p> <p>(中略)</p> <p>令和2(2020)年3月に川崎市人権施策推進協議会から提出された答申「性的マイノリティの人々の人権に関して」を踏まえ、施策の優先度、必要性に鑑みつつ、性的マイノリティの人が尊厳を持って自分らしく生活できるよう、また、生きづらさの解消が図られるよう、取組を進めていきます。</p>
<p>第3章Ⅲ2の施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進</p> <p>人権パンフレットHUMAN RIGHTSの記載と合わせるかたちで記載を修正</p>	<p>(P91)</p> <p>本市では、平成22(2010)年に、全国の自治体で初めて、<u>性同一性障害の相談窓口</u>を開設しました。</p>	<p>(P91)</p> <p>本市では、平成22(2010)年に、全国の自治体で初めて、性同一性障害のある子どもの相談窓口を開設しました。</p>

その他、上記の修正等にあわせて用語や表現の修正などを行っています。